

議会運営委員会記録

○開催日時

平成28年3月7日 午後4時38分～午後5時32分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
副委員長	今塩屋 裕一	委員	谷津 由尚
委員	佃 昌樹	委員	小田原 勇次郎
委員	川添 公貴	委員	森 満 晃
委員	中島 由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一 誠

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春 二

○その他の議員

議員 井上 勝 博

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊 郎	市民福祉部長	春田 修 一
総務課長	田代 健 一	子育て支援課長	知識 伸 一
文書法制室長	堀ノ内 孝		
契約検査課長	堂本 清 憲	教育部長	中川 清
		教育総務課長	鮫島 芳 文
農林水産部長	橋口 誠		
農政課長	中山 信 吾	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	道場 益 男
観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス推進課長	古川 英 利		

○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主 幹	久米 道 秋
議事調査課長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一		

○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - (1) 提出議案等の概要説明
 - (2) 議案等の審議方法について
 - 3 各種団体との意見交換会（4・5月）に係る対応班について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）本会議は、大変御苦労さまでした。お疲れのところ済みません、一応、進行表のとおり、きょうの議運の御協議につきましては、請願あるいは陳情がこのたびも出されました。

また、そして中日提案の指定管理等々の取り扱い、また各種団体との意見交換ということで御協議をいただくようお願いいたします。

それじゃあ、よろしく願いいたします。

△請願等の取扱いについて

○委員長（大田黒 博）それでは、請願等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提案のあった請願等について事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）それでは、資料1と別添の請願、陳情の写しのつづりを一緒にごらんいただきたいと思います。

定例会の開会前でございますが、請願が1件と陳情が5件提出されております。

説明には、少しお時間を頂戴したいと思います。

まず、請願でございます。件名が「薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱等に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書」でございます。

提出者は、市内宮里町に所在の社交ダンスサークル「リンク川内」でございます。紹介議員は、佶議員であります。

本請願につきましては、写しの1ページ中ほどにも記載がございますが、平成22年の6月でございましたけれども、高齢者団体活動に対する施設等の使用料減免に関する請願が当時提出されております。そのときには、市民福祉委員会に付託され、採択となっております。

今回の内容は、前回の請願の結果、実施されております公共施設の使用料減免の率が高齢者クラ

ブ連合会所属の団体とその他の高齢者団体とで全額免除と3割減免という具合に異なっていることから緩和を検討してもらいたいというもので、付託先について御協議いただくものでございます。

次に、陳情でございます。

陳情の1番目は、件名が「精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」で、提出者は市内永利町所在のNPO法人薩摩川内市精神保健福祉促進の会であります。

昨年12月でございましたけれども、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会のほうが精神障害者にも身体、知的障害者と同等にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にしてほしいといった内容の請願を国に出すということで、署名の協力依頼が本市議会にもございました。その際は、肝属地区の精神障害者促進福祉の会からということでございまして、各会派には写しを配付させていただいたところでございますが、今回は市内事業所からの陳情という形で提出がされております。

当局の所管につきましては、障害福祉課が所管となっているようでございます。

それから、陳情の2番目でございます。件名が「安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情」でございます。

陳情者は、市内平佐町所在の川内原発30キロ圏住民ネットワーク薩摩川内であります。

安定ヨウ素剤に関する陳情につきましては、昨年12月定例会において、陳情第22号と陳情第29号の二つの陳情が川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託され、不採択となっております。

このときの陳情でございますが、陳情22号が希望する住民の安定ヨウ素剤入手を検討することを求めるといったもの、もう一つの陳情29号が安定ヨウ素剤に関する事実を市内全域の児童の父母に知らせよう働きかけをしてほしいといった内容のものでございました。

今回の内容と陳情趣旨が似ている部分、そうでない部分、それぞれあるかと思っておりますけれども、二つの可否等について御協議いただくものでございます。

陳情の3番目と4番目は、写しの陳情趣旨以下の記載内容は全く同じ内容のものでございます。違うのが、意見書の提出を求める先が鹿児島県と

九州電力ということで、異なっているものでございます。具体的な内容につきましては、件名にありますとおり、川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求めるといったもので、この陳情の提出者は、先ほどの団体と同じ陳情団体でございます。

それで、陳情の3番目の県知事への意見書についてでございますけれども、これにつきましては意見書の提出先となっております知事の処理権限の範疇かどうかといったことについて議論になる部分もあるかとは思いますが、これについて付託の可否等について本日御協議いただくものとなります。

また、陳情の4番目の九州電力への意見書についてでございますが、これは民間の会社に対する意見書となります。地方議会につきましては、地方自治法第99条に基づき、国会と関係行政庁に対し意見書を提出することができるということとなっておりますが、民間業者に対してはこの規定による意見書を提出することはできません。これらを踏まえて付託の可否等を御協議いただく必要があるものでございます。

なお、陳情が採択され、意見書を提出することとなった場合でございますが、地方自治法に基づく意見書ではないという解釈がなされますので、意見書には「地方自治法第99条に基づき」といった文言を入れない形での、事実上の要請文とか要望書といった形での対応は考えられるところではございます。

それから、陳情の5番目でございます。件名が「九州電力に川内原発1号機の復水器細管損傷の原因究明とそれに係る情報公開を求める陳情」で、陳情提出者は先ほどと同じ団体でございます。

川内原発1号機の損傷した復水器細管の映像と写真の公開につきましては、今期定例会初日に川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託されました陳情第25号が不採択となっております。同一会期内で同じ内容の陳情が上程されることとなった場合は、一事不再議の原則との関係が問題となっております。

この一事不再議については、申し上げるまでもないですけれども、ある事件について一旦議決したときは、同一会期内に再びこれを審議しないという議事能率と議会の権威といった面からできた議会のルールでございます。

なお、請願、陳情に関して申しますと、基本的には一事不再議の原則は適用されないというのが行政実例にはございますので、一般的には提出者が違う場合などにおいては、同一会期中に同じ趣旨の陳情を審議することを否定するものではないということにはなるんですが、お書物の中には「理論上は一つの陳情について意思決定がされれば、これと同じ内容、目的の請願、陳情については当該会期中なら一事不再議により議決不要、またはみなし採択、みなし不採択といった取り扱いでもよい」といった解釈が示されておりますので、今回、提出者が同じであるといったことも踏まえて付託の可否等を御協議いただければというものでございます。

なお、本市議会におきましては、みなし採択、みなし不採択の例はこれまでとってございません。

それから、資料1の裏面でございます。

最後にその他の文書でございますが、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予防の相談のできる窓口などの設置を求める陳情」が出されておりますが、市外からの陳情ということでございます。申し合わせによりまして、文書配付にとどめる扱いとなるものでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、これから提出された請願等の取り扱いを審査していきます。

まず、「薩摩川内市高齢者団体活動支援要綱に基づく施設等の使用料減免の在り方に関する請願書」についてですが、類似の趣旨の請願は、平成22年6月定例会で取り扱っており、この際は市民福祉委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について質疑、意見をお出しください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本請願の取り扱いは市民福祉委員会に付託することで御了承願ひします。

○委員長（大田黒 博）次に、陳情書の1番目「精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書」についてですが、精神障害者福祉に関する所管は市民福祉委員会です。それを踏まえて付託の可否、付託先について質疑、

意見をお出しください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見は尽きたと認めます。それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は市民福祉委員会とすることで御了承願います。

次に、陳情書の2番目、「安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情」についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見をお出しください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、陳情書3番目の「鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情」についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。それでは、本陳情は委員会付託とし、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

次に、陳情書の4番目、九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を要請する意見書の提出を求める陳情についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見をお出しください。

○委員（川添公貴）さっき地方自治法第99条の趣旨から反すると。これ民間に圧力をかけるという捉え方もできるであろうと思いますんで、審査対象に当たらないと思っております。

「意見書の提出を求める」ですから、「早期要請するように議決すること」とか何とかであればいいんですけど。意見書の提出を求めるとなるとそういうことになるとと思いますんで、付託しないほうが私はいいと思います。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）事前にこの意見書だとかいうのは提出者と話はしなかったんですか。

○議事調査課長（道場益男）事前にはそこはお

話はしてございません。ただ、意見書案ということになっていただいております。その意見書案には「地方自治法99条の規定に基づき」という素案として陳情者の方がつくられたものは事務局に届いております。

したがって、それ以上踏み込んで、これは地方自治法の規定から外れますというようなお話はしてございません。

以上です。

○委員（佃 昌樹）本人は知らないんですね。

○委員長（大田黒 博）今、付託をしないほうがということは、文書配付ということですかね。

○委員（小田原勇次郎）さっきもありましたけど、県に対して、今度はその99条に基づかない要請をせよというのを間接的に言っているわけですから。

○委員（佃 昌樹）関係機関に含めるかについて、狭義に解釈すればできない、広義に解釈すればできる。解釈のしようだ。

○委員（川添公貴）過去の実例で、県知事に対して意見書とか、民間会社に関する。地方自治法第99条に基づいて知事に出すっていうのは過去にやったことあると思う、記憶に。

○委員（小田原勇次郎）県知事に対して99条に基づかない意見書を出してほしいっていうのを要請するっちゃうことですよ、この3番は。薩摩川内市は、それはもうしないよっていうことですよ。

○委員（谷津由尚）そこで解決しているならば、ナンバー3は受理して、4はどうかと。そこで完全にその位置づけは変わると思います。変えることはできると思います。九電は民間企業ですよ。

○委員（川添公貴）まあ、いいんじゃないですか。99条を拡大解釈をする……。意見書は出さんということで。3は受けて、4は民間に圧力をかけるというような観点等、99条の趣旨から反するというので、文書の配付あたりでいいんじゃないですか。

○委員長（大田黒 博）どうでしょうか。文書配付という意見がありますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は議員への文書配付とすることで御了承願います。

次に、陳情書の5番目、「九州電力に川内原発

1号機の復水器細管損傷の原因究明とそれに係る情報公開を求める陳情」についてですが、付託の可否、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員（谷津由尚）さっき課長から説明ありましたように、先に陳情第25号を不採択にしておりまして、内容を見ますと情報公開と原因究明と全く同じ願意ですので、これはもう議決不要、みなし不採択でいいんじゃないかと思えます。

○委員（川添公貴）趣旨では同じなんですけど、みなしをやってない、うちが。みなし不採択、採択っていうのをやった事例がないんで、一事不再議っていう観点から配付にとどめる。

○委員（小田原勇次郎）付託しない。

○委員（川添公貴）付託しない。

○委員（小田原勇次郎）一時不再議ですね。

○委員長（大田黒 博）という意見ですが、文書配付の線でもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）それでは、本陳情は議員への文書配付とすることで御了承願います。

次は、その他であります。これは提出者が市外の者でありますので文書配付にとどめる取り扱いにしたいと思えますが、質疑、意見はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。それでは、本陳情の取り扱いは文書配付とすることで御了承願います。

以上で、請願等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますのでしばらくお待ちください。

ここで、改めて会議時間を延長いたします。当局よろしいでしょうか。

[当局入室]

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。まず、提出予定議案が3件ございます。あわせて資料2-2、付議事件一覧もごらんください。

議案第85号及び86号はいずれも公の施設の

指定管理者の指定議案であります。

85号は体験交流施設地域特産品直売所祁答院ロード51について、引き続き祁答院ロード51出荷協議会を、また、86号は鷹の巣冷泉について、引き続き有限会社熊南空調システムを、いずれも本年4月1日から1年間指定管理者として指定しようとするため、議会の議決を求めるものであり、以上の2件は3月10日及び11日の企画経済委員会に付託してはと考えます。

次に、議案第87号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い小規模保育事業所A型等に係る保育士の数の算定について、幼稚園教諭等を保育士とみなす措置を講ずるほか、所要の規定整備を図ろうとするもので、本案については3月14日及び16日の市民福祉委員会に付託してはと考えます。

次に、受理、請願、陳情が4件。先ほど御協議いただきましたとおり、請願第1号及び陳情第2号については3月14日及び16日の市民福祉委員会に、陳情第3号及び陳情第4号については資料2-3、会期及び会期日程をお配りしてございますけれども、資料2-3に記載のとおり17日に開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

○委員（小田原勇次郎）17日の資料は。

○事務局長（田上正洋）資料2-3です。

○委員（小田原勇次郎）まだもらってないです。

○事務局長（田上正洋）済いません。すぐ配ります。申しわけございません。

[資料2-3配付]

○事務局長（田上正洋）17日に開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に次世代エネルギー対策調査特別委員会から調査報告が予定されております。

さらに、同じく最終日に一般議案1件、予算関係議案1件及び人事案件3件が予定されているようです。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありませんか。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、議案第

87号につきまして、きょう提出しております議会運営委員会資料に基づき、若干説明させていただきたいと思っております。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の制定でございます。これにつきましては、国のほうが2月18日、2月19日に相次いで省令が交付されたところございまして、この省令に係る部分が一市にも関係事業所があるというようなことから、今回、条例案を提出するものでございます。

本来ならば、当初に提出したかったところでございますが、先ほど申し上げましたように18、19ということで間に合わなかったというようなことから追加提案という形をお願いしたいというものでございます。

下のほうに目的・経緯から書いてございますが、2の改正内容でございます。改正内容につきましては、小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業所——これは20人以上になります、の事業について職員配置の特例を設けるものでございまして、3点ほどございます。朝、夕の保育士配置の弾力化、それと幼稚園教諭及び小学校教諭の活用ということで、3分の1を超えない範囲内で幼稚園教諭とか小学校教諭、それと養護教諭、保健師、看護師及び准看護師を保育士にかえて活用可能とするものでございます。

3ばつ目が研修代替要員等の加配人員における保育資格等の弾力化ということで、これにつきましても子育て支援研修を終了した者等の保育資格を有しない一定の者を可能とする部分でございます。この背景にある部分につきましては、保育士の不足という部分が背景にあるようございまして、この省令につきましては、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間ということで、当分の間というような形になっているところでございます。

この影響を受ける対象となる事業所としましては、小規模保育事業所A型では大王児園と、のびのびこ託児所が。事業所内保育所としましては、ちゅうりっぷ園が——これは市民病院の事業所内保育でございますが、この3事業所が対象になるところでございます。

そのほかに、建築基準法の改正により本市の改正がなされております。本市の場合は対象とする施設はございませんが、4階以上の建物に先ほど

いいます、A型と事業所内保育が設置された場合の屋内階段の取り扱いについて改正があったところでございますが、これにつきましても今回条例の中で改正をさせていただきたいということでございます。

この施行日につきましては、弾力化の部分が平成28年4月1日、建築基準法の改正は6月1日という形になっているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大田黒 博）ほかにありませんか、当局。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ただいま市民福祉部長より説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時06分休憩

~~~~~

午後5時16分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△各種団体との意見交換会（4・5月）に係る対応班について

○委員長（大田黒 博）次に、各種団体との意見交換会、4・5月の対応班についてを議題いたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）A4横になります、資料3をごらんいただきたいと思います。

4・5月に開催を予定してあります各種団体との意見交換会の候補4団体を上のほうに記載して

おります。一部、6月の初旬まで入る部分がございますけれども、4・5月開催分ということで整理をいたしました分です。

まず、一団体目が薩摩川内市地域女性団体連絡協議会でございます。こちらについては1班の対応でいかがかとしてあります。

希望日時につきましては、この団体の総会があります6月初旬ということで整理をしてございます。この6月初旬につきましては、後ほど平成28年度の会期日程等について御協議いただきますけれども、今の案では定例会が始まる前までに実施していただいておりますので計画をしたものでございます。

それから、二団体目が川内建築4団体連絡協議会でございます。こちらのほうは2班の対応という形で、団体様のほうは4月を希望していらっしゃいます。懇親会もあわせての希望をということで聞いております。

三つ目でございます。薩摩川内市建設業協会でございます。こちらのほうは3班を計画してございます。

それから、4団体目が川内青年会議所ということで、4班を計画してございます。こちらについても当初の段階で懇親会の開催希望があった旨お伝えしておきたいと思っております。

なお、表の下にございます米印でございますが、8月までをこの各種団体との意見交換会の予定期間としてございます。なお、次の閉会期間、7月、8月についてはあと3団体残っております。社会福祉協議会、それと体育協会、それと女性団体連絡協議会、この三つが残っておりますので、4班ありますけれども、3団体のはめ込みになるのかなと思っております。

それから下のほうの表でございますが、参考といたしまして、これまで公募分で開催いただいた対応団体、それと各種団体で決定され対応していただいた各班ごとの履歴でございます。3班の各種団体分で川内商工会議所、こちらについてはなかなか日程調整が整わず、現在まで調整というふうなことになっております。

また、4班の1番下、観光物産協会につきましても調整中でございますが、今月のしかるべき時期に開催という形で話を聞いているところでございます。現在のところは日程調整中ということになっております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明が終わりましたが、質疑、意見はありませんか。

○副議長（新原春二）班別の呼び方をしているんですが、なぜ1班、2班、3班、4班にしたかというのをもう1回、各会派で確認をしてください。きょうも一般質問の中で総務文教委員会と意見交換をしたんだという話がありましたけれども、そうじゃなくて1班、2班、3班に分けた理由。自分の常任委員会の冠ではないところで、意見交換をするわけですので、そこら辺は全議員がそれぞれ認識を共通しようということで、いろいろ冠でないところに割り当てをしてありますので、もう1回、1班、2班、3班、4班の呼び名をなぜしたかちゅうことについて、もう1回確認をお願いします。よろしくお願いたします。

○委員（小田原勇次郎）発言の中で委員会名を出さんければいいんですよ、所管委員会名を出さんければ。だから、ただ議会と意見交換会をした中でと云えばいいんですよ。

○委員（川添公貴）2班の懇親会のところを聞こごたっどん。これは向こうから懇親会をと言ってきたんな。

○議事調査課長（道場益男）当初、18団体に「意見交換会を受けてくださいますか」とこちらから聞いた際に、あわせて「懇親会というのもありますけれども希望されますか」ということで、懇親会も希望するというので、半年前にはそういう開催希望がありました。実際、そのほかの団体につきましても直前になって参加される方々や、日程調整をされて懇親会のほうは最初は希望していたけどごめんなさいというところも実際ございましたので、もう1回そこらについては相手様方と御協議をいただければと思います。

以上です。

○委員（川添公貴）建設4団体って何と何と何。

○議事調査課長（道場益男）済みません、ちょっとそこまで構成団体名は把握してございませんでした。確認にして、直接、班代表の川添議員に。

○委員長（大田黒 博）よろしいでしょうか。各種団体との意見交換の対応班については説明のとおりとすることで決定しました。よろしくお願いたします。

ここで、協議会に切りかえます。



~~~~~

午後5時22分休憩

~~~~~

午後5時32分開議

~~~~~

○委員長（大田黒 博）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（大田黒 博）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 大田 黒 博